

令和6年度 住民主体で介護予防活動を実施する「通いの場」を支援します

人生100年時代を見据え、健康寿命を延ばすためには、高齢者の介護予防・健康づくりを推進することが大切です。

市は、高齢者が安心して気軽に集い、さまざまな活動を通じて、日常的に地域の人と交流し、介護予防活動を実施する「通いの場」に対し、補助を行います。

1. 補助対象となる事業 次のすべてに該当すること

- ① 65歳以上の高齢者を中心とした活動で介護予防に資する運動、体操、脳トレ、介護予防講座等を行うもの（毎回の活動の中に介護予防メニューを取り入れること）
- ② 利用者同士の交流の場や居場所づくりを行うもの
- ③ おむね毎月1回（年間9回以上）、2時間以上、参加者が6名以上であること
- ④ 事業の周知を行い、幅広く参加者を受け入れること

※ふれあいネットワークのサロン事業は対象外



2. 対象となる団体 次のすべてに該当すること

- ① 地域住民を主体とした任意団体（介護予防を目的とした活動を行うもの）
- ② 市の他の制度による助成、補助等を受けていないこと

※自治会（行政区）、校区まちづくり協議会、老人クラブ連合会加入の老人クラブは対象外

3. 補助金の額・補助対象経費

- 補助金の額
1団体年間2～10万円を限度とする
(実施回数、参加者数、補助を受ける回数、補助を受ける団体の内容によって異なります)
- 補助対象経費（令和6年4月分～令和7年3月分）
会場の使用料、消耗品、講師謝金（外部講師に限る）、備品購入費など
※食糧費は対象外（軽微なもの、事業実施に必要な食材などの材料を除く）
※領収日は令和6年4月1日から令和7年3月31日分が対象

4. 申請等に必要な手続き

- ①交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④従事者、参加者名簿（任意様式）

5. 申請書提出期限

令和6年6月14日(金) ※締切厳守

6. 提出先

小都市役所 長寿支援課 高齢者支援係

TEL72-2111（内線454）



7. 補助決定

応募団体の書類審査などを行い、補助の可否を選考します

※結果を代表者に郵送します

※予算を超える申請があった場合は、予算額内で補助金額を調整し決定します

8. 補助対象経費について

補助対象経費	内容
報償費	外部講師に支払う謝金 ※団体の構成員に対するものは対象外
光熱水費	事業に要する電気（エアコン）、ガス、水道代等
修繕費	機材等の修繕費用等
食糧費	講師のお茶代、お菓子等の軽微なもの、事業実施に必要な食材などの材料に限る。ただし、市補助金交付額の1/2以内を限度とする。 ※アルコール類や食事会の費用、弁当代、お土産代は対象外
消耗品費	事務用品等
印刷製本費	資料、チラシ等の印刷費
使用料及び賃借料	会場借料、賃借料、機材借上料等
通信運搬費	郵便代、電話代等
備品購入費	事務用品、介護予防に資する機材等 ただし、備品購入費は、総事業費の1／2以内とする。
その他	事業実施に必要と認められるものに限る。※景品、賞品は対象外

※事業終了後、実績報告書、決算書、領収書(レシート)等の提出が必要です

(領収書(レシート)は、内訳（内容）が分かるものが必要)

※実績報告の提出後、補助金の額の確定を行います。

下記に該当する場合は、補助金の返還になります

- ① 決算額が補助金を下回った場合
- ② 規定の回数や人数に達していない場合 等

9. 補助金の額について

参加人数や実施回数、補助を受けた回数などによって補助限度額が異なります。

市からの補助金等を受けている

補助対象外

行政区等から補助金等を受けている

補助限度額 2万円

自主財源のみ(参加費・会費等)で実施している

補助限度額 2万円～10万